

保険料段階設定と影響

保険料段階については、負担能力に応じた負担をもとめるという観点から、所得段階を設け低所得者の負担を軽減する仕組みになっている。

- ・本市では、これまで国が示す9段階を低所得者に配慮するため、12段階に設定していた。
- ・国では、全国の多くの自治体が多段階化していることを踏まえ、より低所得者へ配慮するため第9期では13段階に設定することにした。
- ・国が示した新たな段階を本市に当てはめると63.7%の方の負担軽減となるため、国の基準を採用する。

1. 負担能力に応じた保険料段階の設定について

<現行>

国基準	段階	9段階
	基準額に対する割合	0.3~1.7倍

本市	段階	12段階
	基準額に対する割合	0.3~1.95倍



<9期>

国基準	段階	13段階
	基準額に対する割合	0.285~2.4倍

2. 国で示す新たな基準に当てはめた場合の影響について

層	負担	例	第8期月額	第9期月額	増減
低所得者層	減	1段階(生活保護等)	1,974円	1,875円	約100円減
中間層	減	7段階(所得120~210万円)	11,515円	8,554円	約2,960円減
高所得者層	増	13段階(所得720万円~)	12,502円	15,792円	約3,290円増

②影響人数 仮に基準額を現行の6,580円/月額とした場合

被保険者数(5年4月1日現在)	減額となる人数	変わらない人数	増額となる人数
43,393人	27,623人(63.7%)	14,448人(33.3%)	1,322人(3.0%)

所得段階ごとの保険料

所得段階別の詳細な保険料は以下のとおり。
 保険料が減額となる場合は実線、増額となる場合は点線で記載している。

市民税の課税状況		第8期 (R3~5年度)						第9期 (R6~8年度)							
		段階	対象者	保険料率	年額	月額	人数(概算)	段階	対象者	保険料率	年額	月額	増減(月額)	人数(概算)	
世帯非課税	本人非課税	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.5 (0.3)	39,480 (23,690)	3,290 (1,974)	5,050	→	第1段階	同左	0.455 (0.285)	35,920 (22,500)	2,993 (1,875)	△99	5,050
			判定所得金額が 80万円以下							同左					
		第2段階	判定所得金額が 120万円以下	0.65 (0.5)	51,320 (39,480)	4,277 (3,290)	4,000	→	第2段階	同左	0.685 (0.485)	54,080 (38,290)	4,507 (3,191)	△99	4,000
		第3段階	第1~2段階以外	0.7	55,270	4,606	3,600	→	第3段階	同左	0.69 (0.685)	54,480 (54,090)	4,540 (4,508)	△98	3,600
		第4段階	判定所得金額が 80万円以下	0.9	71,060	5,922	5,000		第4段階	同左	0.9	71,060	5,922	0	5,000
世帯課税	本人課税	第5段階 (基準額)	上記以外	1	78,960	6,580	9,400		第5段階 (基準額)	同左	1	78,960	6,580	0	9,400
		第6段階	合計所得金額が 125万円未満	1.25	98,700	8,225	8,450	→	第6段階	合計所得金額が 120万円未満	1.2	94,750	7,896	△329	8,050
		第7段階	合計所得金額が 190万円未満	1.5	118,440	9,870	3,900	→	第7段階	合計所得金額が 210万円未満	1.3	102,640	8,553	328 △1,317 △2,962	4,950
		第8段階	合計所得金額が 290万円未満	1.75	138,180	11,515	2,100	→	第8段階	合計所得金額が 320万円未満	1.5	118,440	9,870	△1,645 △1,974	1,750
		第9段階	合計所得金額が 400万円未満	1.8	142,130	11,844	800	→	第9段階	合計所得金額が 420万円未満	1.7	134,230	11,186	△658 △987	600
		第10段階	合計所得金額が 700万円未満	1.85	146,080	12,173	600	→	第10段階	合計所得金額が 520万円未満	1.9	150,020	12,502	329	300
		第11段階	合計所得金額が 1,000万円未満	1.9	150,020	12,502	200	→	第11段階	合計所得金額が 620万円未満	2.1	165,810	13,818	1,645	150
		第12段階	合計所得金額が 1,000万円以上	1.95	153,970	12,831	250	→	第12段階	合計所得金額が 720万円未満	2.3	181,600	15,133	2,960 2,631	100
							→	第13段階	合計所得金額が 720万円以上	2.4	189,500	15,792	3,290 2,961	400	

注) 判定所得金額: 課税年金収入額と合計所得金額の合計

保険料率の()内の数字は低所得者の保険料軽減強化として、保険料の軽減を行っているもので、令和6年度以降も軽減は継続される見込み。